

## 日本地域学会著作賞に関する規程

### (著作賞)

第 1 条 日本地域学会（以下、本学会）会則第 4 条第五号の規定に基づき、本学会に著作賞をおく。

### (目的)

第 2 条 著作賞は、地域学の発展に著しく寄与し、その意義や貢献が多大であると判断できる著作物を表彰する。

### (選考方法等)

第 3 条 著作賞授賞選考候補者の公募、推薦、選考、受賞者の決定および表彰等については、この規程に定める他は、本学会 学会賞（奨励賞・論文賞・功績賞）に関する規程（平成 3 年 10 月 26 日制定、平成 10 年 4 月 19 日改正）を援用する。

### (授賞対象)

第 4 条 著作賞の対象となる著作物は以下の各号の何れかに該当するものでなければならない。

- 一 過去 2 年以内に出版もしくは公表された研究図書
  - 二 過去 2 年以内に出版もしくは公表された研究もしくはプロジェクト成果報告書等
  - 三 過去 2 年以内に出版もしくは公表された教科書もしくはマニュアルなどの教則本等
  - 四 過去 2 年以内に出版もしくは公表された辞書、辞典もしくは用語集等
  - 五 上記の他、過去 2 年以内に出版もしくは公表された著作物であって学会賞選考委員会（以下、委員会）が著作賞の表彰に値するものと認めたもの
2. 前項に規定する著作物の出版もしくは公表の形態は、以下の何れかに該当するものでなければならない。
- 一 印刷による製本の形態
  - 二 CD 等の電子媒体であって恒久的なもの
  - 三 その他、委員会が出版もしくは公表に相当するものと認めたその他の恒久的方法
3. 委員会は、著作賞授賞候補者の選考にあたっては、その都度、当該各著作が前 2 項において各号の規定の何れに該当するかを吟味する。

### (改正)

第 5 条 この規程は、理事会の議を経て改正することができる。

### 附則

### (施行)

第 1 条 この規程は、制定と同時に施行し、平成 14 年度著作賞の授賞から適用する。

### (経過措置)

第 2 条 本則第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 14 年度および平成 15 年度著作賞の対象となる著作物については、同項の規定中「過去 2 年以内」を「過去 5 年以内」と読み替えてこれを適用する。